

瀬戸内海の環境の保全に関する徳島県計画について

1 国の動き(瀬戸内海環境保全特別措置法)

豊かな瀬戸内海を目指すため、

『瀬戸内海環境保全基本計画』の変更(平成27年3月)



2 徳島県の現状と提案

(1) 状況

- ・「化学的酸素要求量(COD)」は、環境基準をほぼ達成し、横ばいで推移
- ・「全窒素」と「全りん」も環境基準をほぼ達成しており、「全窒素」はやや減少傾向、「全りん」は横ばいで推移
- ・赤潮は現在も一定数の発生
- ・ノリやワカメの色落ち、漁獲量減少・藻場の減少

(2) 湾灘毎の意見聴取会からの提案

- 1 沿岸域の環境の保全、再生及び創出
 - ・藻場、浅場、砂浜の維持管理・栄養塩の運転管理
 - ・陸から海への栄養の循環の重要性・環境配慮型の海岸構造物の設置
- 2 水質の保全及び管理
 - ・栄養塩の運転管理・陸から海への栄養の循環の重要性
- 3 自然景観及び文化的景観の保全
 - ・流域の山、森林の管理・海ゴミ処理、景観保全に対する公的補助
 - ・現状についての広報、環境教育、エコツーリズムの推進
- 4 水産資源の持続的な利用の確保
 - ・藻場、浅場、砂浜の維持管理
- 5 基盤となる施策の推進
 - ・現状についての広報、環境教育、エコツーリズムの推進

瀬戸内海の環境保全に関する県計画の変更が必要

3 徳島県計画について

- 1 沿岸域の環境の保全、再生及び創出
- 2 水質の保全及び管理
- 3 自然景観及び文化的景観の保全
- 4 水産資源の持続的な利用の確保
- 5 基盤となる施策の推進

3つの「B」(Beautiful 美しい,Bountiful 豊かな,Biodiverse 生物が多様な) で進め！とくしまのSATOUMI(里海)

4 今後のスケジュール

H27年度
H28年1月下旬
環境審議会にて審議
(その後、H28年夏までに複数回開催)
2月中旬から 環境大臣へ計画素案の事前協議

H28年度
H28年4月頃
パブリックコメントの実施
6月以降
環境審議会から答申
8月から
環境大臣への正式協議
秋(9～10月)
議会への報告、公表

庁内関係各課や瀬戸内海関係府県と調整しながら手続き